

定 款

(2026年 6 月 24日 改定)



東急建設株式会社

東 急 建 設 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は東急建設株式会社と称し、英文ではTOKYU CONSTRUCTION CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の請負
2. 土木建築工事に関する調査、企画、地質調査、測量、設計、監理およびコンサルティング業務
3. 建物および構築物の保守および管理
4. 不動産の売買、賃貸および仲介業
5. 土木建築工事用機械器具・仮設資材の製作、販売、賃貸および修理
6. 建設用コンクリート製品の製造および販売
7. コンピューターを利用したソフトウェアの開発および販売
8. 工業所有権、ノウハウの取得、使用許諾および販売
9. コンピューター、電子機器、通信機器の企画、開発、販売、賃貸、保守管理およびコンサルティング業務
10. 環境整備およびエネルギー対策に関する調査、企画、設備機器の販売、賃貸、保守管理およびコンサルティング業務ならびに排出権取引および再生可能エネルギーに関する事業
11. 発電ならびに電気・熱の供給に関する事業
12. 鉄道車両の販売およびコンサルティング業務
13. 土壌および水質浄化等の環境汚染の修復に関する事業
14. 防災に関する設備機器およびシステムの開発、設計、販売および施工
15. 農産物の生産、加工、販売およびこれらに関するコンサルティング業務ならびに農業用資材の製造および販売
16. 種苗および草花の生産および販売
17. 公共施設ならびにこれに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理および運営
18. 人材派遣業
19. 山林業、木材その他林産物の生産、加工および売買に関する事業
20. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議決権の不統一行使)

第19条 議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に書面または電磁的方法で通知しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役または執行役員の内1名を社長とする。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、その他の役付取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第30条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

2. 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員およびその他の役付執行役員を定めることができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第23回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。